

延監公表第元－3号

地方自治法第199条第12項の規定により、延岡市長から平成31年1～2月に実施した監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年6月12日

延岡市監査委員

【文書指摘事項に対する措置内容】

都市建設部

都市計画課

指摘事項	措置内容
<p>○契約に関する事務 一部に執行伺及び変更執行伺に係る決裁者の誤りが見られた。</p>	<p>(措置日：H31. 3. 12)</p> <p>事務決裁規程の内容を再度確認し、今後決裁者について適正な処理がなされるようチェックを強化する。</p>
<p>○行政財産の目的外使用許可に関する事務 一部に申請の手続きが行われていないものが見られた。</p>	<p>(措置日：H31. 3. 29)</p> <p>指摘のあった事項については、申請の手続きを行うよう申請者に対して指導し、使用許可の手続きを行った。今後も、未申請者に対し申請書提出の指導を行うなど、適正な使用許可手続きに努める。</p>
<p>○都市公園の占用許可に関する事務 使用料の算定誤りや申請手続きが行われていないものが見られた。</p>	<p>(措置日：H31. 3. 12)</p> <p>使用料の算定については、延岡市都市公園条例及び延岡市道路占用料徴収条例に基づき、適正な処理がなされるようチェックを強化する。</p> <p>また、申請手続きが行われていない事項については、申請を行うよう申請者に対して指導し、使用許可の手続きを行った。今後も、未申請者に対し申請書提出の指導を行うなど、適正な使用許可手続きに努める。</p>
<p>○物品の管理事務 一部の備品について、廃棄手続きが行われていないものが見られた。</p>	<p>(措置日：H31. 3. 12)</p> <p>廃棄手続き漏れの備品については、速やかに廃棄手続きを行った。今後、適正な備品管理に努める。</p>

区画整理課

指摘事項	措置内容
<p>○行政財産の目的外使用許可に関する事務 一部に使用許可の手続きが遅れているものが見られた。</p>	<p>(措置日：H30. 3. 23) 今後、行政財産の使用許可申請については、管理係にて受付を行い、事業係にて申請内容の確認を行う。互いに連携を図りながら、使用許可の手続きの遅れがないようにした。</p>